

消費生活

No. **138**

令和3年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆ちょっと待った!
保険金が使えるという
住宅修理サービストラブルにご注意を
- ◆消費生活モニターが活躍しています!

第1回消費者講座を開催しました



7月14日(水)、成田市役所6階大会議室において(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の安部 泉 氏を講師に招き、「SDGsの実現へ!はじめてみようエシカル消費生活」をテーマに講座を開催しました。SDGsやエシカル消費の基本的な考え方、生活の中ですぐに実践できることなどについて楽しく学べる講座となりました。



ちょっと待った! 保険金が使えないとい

秋は長雨や台風のシーズンです。このような自然災害の後には、被害に便乗したトラブルが多く発生しています。トラブルに遭わない為に消費生活センターに寄せられた事例と解決方法やアドバイスを紹介します。

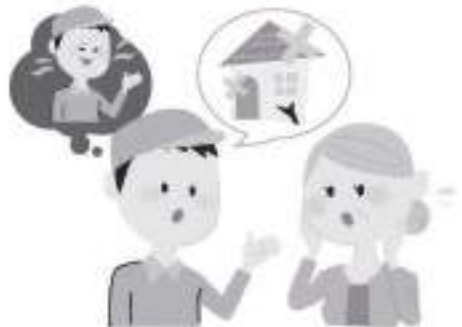
事例1

台風の後、自宅を訪問してきた事業者から「外壁の修理をしないか。火災保険が使用できるので代金は実質無料。保険会社への申請も当社が代行する。」と勧誘された。事業者が作成した見積書は約300万円だったが、後日保険会社から支払われた保険金は90万円だった為、契約を断ったところ、見積もり調査費として受け取った保険金の40%を支払うように言われた。支払わなければならないか。



解決方法

保険金の代行請求と住宅修理サービスを一体として行う「申請代行業者」との契約です。訪問販売にあたるので、クーリング・オフができる可能性があります。また、約款の内容や金額によっては、契約が無効になる可能性があります。すぐに消費生活センターに相談しましょう。



事例2

業者から電話があり「台風で壊れたところを修理しませんか。保険金で修理できます。」と言われた。台風の後、雨漏りしていたので契約することにした。業者から委託されたと言う審査員が屋根の写真を撮り、後日見積書が送られてきたので、保険会社に申請をした。業者から、保険金が支払われたら、工事の前に代金を全額支払うように言われ口座に振り込んだ。代金を受領したので工事に入ると連絡がきたが、いつまで経っても工事が始まらず、業者とも連絡が取れなくなってしまった。支払ったお金を返してほしい。



解決方法

業者と連絡が取れなくなってしまうと被害回復が難しい場合があります。すぐに消費生活センターや法律の専門家に相談してください。



う住宅修理サービスにご注意を

事例3

雪で屋根が壊れた。火災保険金で住宅の修理ができるというチラシを配っている業者が自宅に来て、「この屋根は保険金で修理できる。見積もり費用や申請代行費用もかからない。ついでに外壁が古くなり傷んでいるようなので一緒に修理しましょう。」と言われ契約することにした。後で考えたら外壁は雪のせいではなく、経年劣化で古くなっているだけなので不安になり、業者も信用できなくなったので契約をやめたいと連絡したところ「クーリング・オフはできない。キャンセル料を請求する。」と言われた。支払わなければならないか。

解決方法

火災保険や損害保険は、火災や自然災害などは補償対象ですが、経年劣化は補償対象ではありません。この場合、訪問販売なので、正式な書面を受領してから8日間であればクーリング・オフができる可能性があります。また、正式な書面を受け取っていない場合は、期間を過ぎてもクーリング・オフすることができます。



👍 ひとことアドバイス

- 勧誘業者が来てもその場で契約せず、数社から見積もりをとり比較・検討して慎重に契約をしましょう。
- 保険のことは、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。また、(一社)日本損害保険協会(0570-022-808)でも相談することができます。
- 工事の着工前に代金を全額前払いすることはやめましょう。また、全額前払いを請求する業者との契約は注意しましょう。
- 虚偽の申請は、保険金詐欺に該当する場合があります。業者が代理で行っても契約者自身が責任を問われる可能性があるため、絶対にやめましょう。
- 見積もりで心配や疑問があれば、国の指定を受けた相談機関である(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいのダイヤル)(0570-016-100)などに相談しましょう。

悪質業者は、自然災害に便乗して消費者の困っている気持ちに付け込み「無料」などを強調して勧誘してきます。必要のない契約はきっぱりと断りましょう。トラブルに遭ってしまった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

消費生活モニターが活躍しています!

令和3年4月に委嘱された消費生活モニターの活動の一環として、新聞紙で「雑がみ回収袋」を作成しました。

また、毎月の会議では、消費生活相談員や専門家による消費生活に関する学習会を行い、私たちの暮らしにかかわる様々なことを学んでいます。そして、そこで得た知識を地域における活動などを通して、市民の皆さんに啓発しています。



新聞紙を使用した
雑がみ回収袋を作成しました



学習会の様子①



学習会の様子②

雑がみを資源に変えよう!

雑がみ
クイズ

この中で雑がみとして回収できるのはどれでしょう?

- | | | |
|-------------------|----------|---------------|
| ① 防水加工されたもの | ② 包装紙・封筒 | ③ 写真用インクジェット紙 |
| ④ においのついた空き箱 | ⑤ はがき | ⑥ トイレtpペーパーの芯 |
| ⑦ シュレッター古紙 | ⑧ 圧着はがき | ⑨ コーティングされたもの |
| ⑩ ビニールをはがしたティッシュ箱 | | |

答え：②⑤⑥⑦⑩

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎23-1161 ●